平成２５年（フ）第１６５号
佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲1693番地
破産者　池田　祐紀
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６２号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1613番地11　大黒アパート北、申立時の住所佐賀県杵島郡白石町大字福富3463番地１
破産者　川代　福雄
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１４８号
仙台市泉区南光台１丁目56番７号　アーバンハウス南光台101
破産者　白鳥　盛樹
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目20番16号
破産者　吉田　健一
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
宮城県黒川郡大郷町中村字谷地際山５番地の110
破産者　安彦　靖子
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
川崎市宮前区鷺沼２丁目６番地３　クレール鷺沼405、前住所川崎市高津区野川2169番地４　ハイホーム鷺沼東707
破産者　佐々木暁範
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
富山県氷見市粟原731番地、前住所富山県高岡市石瀬877番地２　アンダンテⅢ201号
破産者　矢﨑　和明
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４３０号
静岡県浜松市南区老間町278番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目38番15―102号　アーバンライフ小豆餅
破産者　横山　信弥
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中区成子町12番地　成子コーポＢ―301
破産者　上田九重郎
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
名古屋市中村区中村町６丁目67番地　アサヒ住宅28号
破産者　山森　清美
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２１号
名古屋市中川区東中島町７丁目23番地の１リバーサイド荒子202号
破産者　山﨑　光治
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７５号
愛知県大府市若草町１丁目６番地　エルミオーレ若草103号
破産者　日髙　　守
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９号
名古屋市瑞穂区軍水町２―９　ファミール晃山303号、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字西條字柳原30番地の１　レインボー大治206号
破産者　宇佐美広吉
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４号
愛知県春日井市下条町１丁目14番地１　ドエルは―もに―201号、従前の住所愛知県春日井市鳥居松町５丁目34番地　ライオンズマンション鳥居松501号室
破産者　尾薗　義文
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５６号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘21棟307号、開始決定時の住所名古屋市守山区百合が丘1112番地
破産者　金尾富士雄
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８６号
愛知県豊明市大久伝町南７番地12　セントポーリアイースト203号
破産者　渡辺　初恵
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５８号
堺市堺区北清水町３丁５番４号
破産者　江副　良一
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係